

官報

昭和五十四年二月二十日

第八十七回 衆議院會議録 第九号

昭和五十四年二月二十日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和五十四年二月二十日

午後一時開議

第一 北方領土問題の解決促進に関する決議案
(和田耕作君外八名提出)
(委員会審査省略要求案件)

○本日の会議に付した案件

日程第一 北方領土問題の解決促進に関する決議案(和田耕作君外八名提出)
検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
北海道開発審議会委員の選挙
鉄道建設審議会委員の選挙
地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)
の趣旨説明及び質疑

午後一時五十分開議
○議長(渡尾弘吉君) これより会議を開きます。

○議長(渡尾弘吉君) 日程第一は、提出者から委員会の審査省略の申し出があります。右申し出のとおり決するに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。

日程第一 北方領土問題の解決促進に関する決議案(和田耕作君外八名提出)
○議長(渡尾弘吉君) 日程第一、北方領土問題の解決促進に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。和田耕作君。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔和田耕作君登壇〕

○和田耕作君 ただいま議題となりました北方領土問題の解決促進に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブを代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

北方領土問題の解決促進に関する決議案
わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、

択捉等の北方領土が永年にわたる日本国民の要望にもかかわらず、いまなおその返還が実現せず、更に、最近ソ連は、国後、択捉の両島において軍事施設の構築等を図っていることは、日ソ両国の平和友好関係の促進にとって誠に遺憾なことである。

よつて政府は、北方領土問題の平和的解決の精神に逆行することのないようソ連の軍事的措置が速やかに撤回されるようソ連政府に対し要求するとともに、北方領土問題の早期解決を図り、平和条約を締結して、日ソ間の安定的平和友好関係を確立するよう努力すべきである。
右決議する。

以上であります。

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の一日も早い返還は、全日本国民の多年にわたる悲願であります。しかしながら、戦後三十余年を経過した今日もなお、北方領土の返還は実現しておりません。

さらにまた、ソ連は、昨年度以来、国後、択捉の両島において相当規模の地上軍部隊を配置し、軍事基地の建設を行うとともに、両島周辺において軍事演習を行っております。これらのことは、日ソ両国の平和友好関係の促進にとってまことに遺憾なことである。

政府は、北方領土問題の平和的解決の精神に逆行することのないようソ連の軍事的措置が速やかに撤回されるよう、ソ連政府に対し強く要求するとともに、北方領土問題の早期解決を図り、平和条約を締結して、日ソ両国の安定的平和友好関係を確立するよう最善の努力を払うべきであります。

以上をもって本決議案の趣旨の説明といたします。

何とぞ、議員各位の御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

この際、外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣園田直君。

〔園田直君登壇〕

○国務大臣(園田直君) ただいまの御決議に対し、所信を申し上げます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を十分に体しまして、今後とも粘り強く対ソ折衝を進めるべく、引き続き最大限の努力を払う所存であります。(拍手)

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙
北海道開発審議会委員の選挙

○議長(渡尾弘吉君) 検察官適格審査会委員及び同予備委員、北海道開発審議会委員及び鉄道建設審議会委員の選挙を行います。

○玉沢一郎君 各種委員の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(渡尾弘吉君) 玉沢一郎君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のごとく決しました。

議長は、検察官適格審査会委員に
天野 光晴君 及び 古屋 亨君
を指名いたします。

また、
山崎武三郎君を古屋亨君の予備委員に、
広瀬秀吉君を平林剛君の予備委員に、
長谷雄幸久君を林孝矩君の予備委員に
指名いたします。

次に、北海道開発審議会委員に

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

一三六

阿部 文男君 川田 正則君
村上 茂利君 芳賀 貢君
及び 齋藤 実君

次に、鉄道建設審議会委員に
及び 原 茂君 平林 剛君
石田幸四郎君

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(斎藤弘吉君) 内閣提出、地方税法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣澁谷直蔵君。

〔国務大臣澁谷直蔵君登壇〕

○国務大臣(澁谷直蔵君) 地方税法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地方税負担の現状と地方財政の実情とにかんがみ、その負担の適正化と地方税源の充実強化等を図る一方、住民負担の軽減合理化にも意を用いることといたしております。

第一に、地方税法の改正であります。

まず、地方税負担の適正化と地方税源の充実強化を図る見地から、自動車税及び軽自動車税について、家用用車の税率を一〇〇程度、一般乗り合い用バス以外の営業用バスの税率を五〇程度、軽油引取税の税率を二五〇程度それぞれ引き上げることといたしております。

次に、不動産取得税、固定資産税等における非課税等の特別措置のうち二十四項目について整理合理化を行うほか、産業用電気に係る電気税の非課税品目を三品目廃止することとしております。

また、固定資産税につきましては、宅地等及び一般農地について評価がえに伴う税負担を調整するための所要の措置を講ずるとともに、市街化区

域農地に対する課税の適正化措置については、引き続き検討を加えることとし、当面、昭和五十六年度までは現行制度を継続することといたしております。

さらに、住民負担の軽減合理化を図るため、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額の引き上げ、ガス税の免税点の引き上げ等の措置を講ずることといたしております。

第二に、地方道路法と税法の改正であります。地方道路法の税率の引き上げに伴い、市町村の道路目的財源の充実を図るため、地方道路法と税の市町村に対する譲与割合を引き上げることといたしております。

第三に、航空機燃料税と税法の改正であります。航空機燃料税の税率の引き上げに伴い、新たに空港関係都府県に対しても航空機燃料税と税を譲与するための所要の措置を講ずることとしております。

第四に、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正であります。国有資産等所在市町村交付金に係る交付金算定標準額の特例措置の整理合理化等の措置を講ずることといたしております。

以上の改正により、明年度におきましては、自動車関係諸税の税率の引き上げ、非課税等の特別措置の整理合理化等により、千八百二十三億円の増収が見込まれる一方、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により五百九十二億円の減税を行うことといたしておりますので、差し引き千二百三十一億円の増収となる見込みであります。そのほか、地方道路法と税法等におきましても四百五十一億円の増収が見込まれております。

以上が地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。(拍手)

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(斎藤弘吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。新村勝雄君。

〔新村勝雄君登壇〕

○新村勝雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案について、大平総理大臣を初め関係各大臣に質問をいたします。

まず最初に、地方税法は地方自治を支える根幹であり、地方自治は国政を支える根幹であるという観点から、地方自治に対する大平総理大臣の基本的なお考えについて伺いをいたします。

あなたは、かねてから、高度成長の反省の上に立つた新文化の創造を提唱され、そのためには調和のとれた地域の振興が必須の条件であると言われております。

私も、自民党政権としてはよりましな大平内閣、そして大平さんの庶民政治家としての構想力と政策に期待を寄せておりました。地方自治の時代とも言われる現代において、また、国民の生活を直接全国各地域において守る責任を持つ地方自治に、さだめ温かい御配慮があるであらうと期待いたしておたのでございます。しかるに、遺憾ながらこの期待は完全に裏切られたと申し上げざるを得ないのであります。

すなわち、去る一月二十五日、本院において行われた大平総理大臣の施政方針に関する演説の中に、地方自治に関するお言葉が一言半句もなかったものであります。総理の演説を聞いて落胆したのは私一人ではなかったと思います。全国三千に余る自治体関係者は、国の繁栄と国民の幸せを守る先駆者として、きわめて厳しい状況の中で、日夜報いられることの少ない地域活動に挺身をいたしておるのでございます。

大平総理大臣、あなたは御演説の中で、これからの時代を文化重視の時代と規定しておられます。そして、その具体的展開の重要な一環として、田園都市づくりの構想をお示しになってお

れます。ここで伺いをいたしたいのは、だれが実際に地域において田園都市づくりを進めるのかということとあります。それは自治体においてほかにありません。住民の御協力を求め、自治の機能をフルに活用することが地域づくりのためには絶対の要件であります。地方自治の本旨に基づいて住民自治を強化し、地域の自主性を尊重するとともに、自治体に対する税財源の付与、超過負担の解消、住民生活に関係の深い事務の移譲などを実現をし、自治体、住民のエネルギーを引き出し、創造性を開花させなければならぬと存じます。この点を含めて、地方自治についての基本的な総理のお考えをお示しを願いたいのであります。(拍手)

このように、ますます重きを加えようとする地方自治の骨格とも言うべき地方税法等について、以下幾つかの要点をお尋ねをいたしたいと思

政府は、昭和五十年以降の深刻な地方財政の危機に当たって、これに対応する地方税体系の改革を怠り、大幅な地方債依存で事態を糊塗してきました。財源の大宗である交付税においても本来の機能を失い、性格が変質をいたしておるのが実態であります。

しかも、今回の改正の背景となっているのは一般消費税でございます。自治大臣は、去る十三日の地方行政委員会における所信表明において、一般消費税の導入を明確に提起をいたしておるわけでありまして、ところが一方、大平総理は、先日の本会議におけるわが党議員の質問に対し、五十四年度には提案をしないと表明をされております。いずれが正しいのか、総理の明快な御答弁をお願いいたします。(拍手)この点については、特に総理、はっきりと仰せをいただきたいわけであり

次に、住民税であります。その課税最低限が低く、生活費非課税の原則に反するという指摘をいままでもしばしば受けていたところでありま

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。

す。今回の改正案によれば、諸控除の引き上げが行われ、夫婦二人の給与所得者の最低限は百四十九万円になる予定であります。同じ場合の人事院算定による標準生計費は百九十九万円でございます。一級地の生活扶助基準額は百七十二万円でございます。改正後においてさへもなお、住民税の課税最低限は、政府の発表した生計費に大幅に食い込み、非課税部分が生活扶助の額にも及ばないという、課税の原則を無視した税制を自治大臣はどうお考えでございますか、お伺いをいたします。

次に、所得税の改定と同様に、住民税においても土地の譲渡所得について課税の緩和が行われようとしております。優良宅地の供給または公的な土地の取得に資する土地等の譲渡の場合、分離課税部分を現行二千万円から四千万円に、総合課税となる部分を現行四分の三から二分の一にする等、課税の緩和を図っているものであります。

土地の公共性は社会の進歩、高度化とともに一層高まり、私権の制限もやむを得ないという世論が支配的になりつつあります。政府は、いたずらに土地所有者に迎合するような誤った姿勢を改め、公共用地の取得や、政策実現に必要な土地供給を促進させる総合的な誘導政策を確立すべきであります。

五十四年度は六千億を超える増税が行われる予定であります。不公平税制の是正が最大の世論になっているとき、この案は新たな不公平をつくり出すものではないでしょうか。国民のごく一部である土地所有者、不動産業者に不当な利益を与え、土地投機を誘発し、やがてはインフレへの道につながる本案に対し、大蔵大臣はどのようにお考えであるか、お伺いをいたします。(拍手)

今回、社会保険診療報酬に対する所得税課税の経費率が改正され、地方税もそれに応じてある程度の是正が期待をされております。しかし、改定の根拠が不明確であり、十分な国民の理解を得られるものとはなっておりません。事業税について

も保険診療部分が非課税になっていますが、これも税の不公平感を助長するものとなっております。

そもそも、社会保険診療報酬に対する課税の経費率は政治的決着の色彩が強く、当初から合理的説得力に乏しいものであります。いまこそ税制並びに医療制度全般の抜本改正を実現をし、国民の信を回復すべきときであります。医療もひとしきり経済社会における経営である限り、他の業種における経営と同列に扱うべきであり、社会の不信を招くような優遇は許されるものではありません。同時に、他業種と同様の機会を与えられるべきであり、法人化に道を開き、医療に特有の経費や技術料、特殊な就業形態についての正当な評価、あるいはまた、パラメディカル・スタッフの待遇改善等を総合的に配慮しなければならぬと考えます。これこそが国民の生命を守る道であり、また健全な地域医療を進展させる方途であります。多くの良心的な医師たちは、こそくな減税などよりも、国民に支持される医療体制をこそ望んでいると確信をいたしますが、これらの改善を実行するお考えがあるかどうか、大蔵大臣のお答えを願います。(拍手)

次に、自動車税が一律に引き上げられようとしております。自動車税の性格は、資産課税であり、また道路損傷負担金として理解をされておりますが、さらに、新しい時代に臨むに当たり、政策目標を新たに加えるべきではないかと考えます。いままでわが国の自動車生産は、高性能化、大型化、そして国際競争力の強化に重点が指向されておりました。これからは、生活の要具としての必要性、道路、駐車場等における空間占有の限界性、原材料、燃料の有限性などを調和した指導方針を打ち出すべきものと考えます。

それらから考える場合に、たとえば税金におきましても一律の課税ではなく、排気量百cc以下は無税、五百cc以下は現行の半額程度、三リットル以下は原案、三リットル以上は原案の二倍程度と

いうような考え方を導入すべきではないかと思いますが、自治大臣のお考えを伺いたいたいでございます。

土地に係る昭和五十四年度から昭和五十六年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、評価がえによる負担の調整を図ることになり、低い限度に抑えられております。これは当然として、土地課税については発想の転換をなすべき時期に至っているのではないのでしょうか。土地は人類に平等に与えられた天与の恩恵であるとするならば、少数の人々が広大な土地を占有することは天意に反するものと言わなければなりません。宅地を初め私有地に対する課税は、面積に段階を設け、単位面積に対する税率を累進させるお考えはないかどうか、自治大臣にお伺いをいたしたいわけでございます。

また、市街化区域農地に対する固定資産税等の課税については、現在の農業経営の実情からして中止すべきものと考えます。市街化区域から農地を排除しようとする施策は誤りであって、農民切り捨て以外の何物でもございません。農業は土地そのものが生産手段であり、代替性がございません。金で解決のできる性質のものではないのでございませう。農家は土地を失えばすなわち生きる道を失うこととなります。とりあえず、三年間減額制度を継続することでありませうけれども、その後の展望が全くなく、該当農家は不安の極に達しているというのが実態であります。自治大臣は、この矛盾した農民切り捨て政策を中止するお考えがあるかどうか、お伺いをいたします。

次に、軽油引取税について、税率を一キロリットルにつき現行一万九千五百円を二万四千三百円に引き上げるといふものでありますけれども、昭和五十一年度の同税の引き上げに当たって、アップ額の半分をバス、トラック業界に助成金として交付をし、相当額を交付税で手当ををしたという経過がございますが、今回やはりこのような措置をとられるのかどうか。このような不明朗な処置

は行政の施策としてははなだ不適当であると思えますけれども、大臣のお考えをお伺いをいたします。

最後に、わが国税制の根本問題である国の租税特別措置、また地方税法上の非課税措置について申し上げます。

これによる減収額は、昭和五十三年、地方団体関係において四千億に達しております。課税の公平を回復するためには、一切の慣行や仮定を捨てて、経済社会の全貌を国民の前に明らかにし、原点から再出発することが必要かと存じます。

この点における政府の格段の御努力を期待申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣大平正芳君登壇)

○内閣総理大臣(大平正芳君) 第一の御質問は、地方自治に対する基本的な考え方についてでございます。

私は、地方自治は申すまでもなく民主政治の基本的な枠組みの一つであると考えております。地方公共団体は、したがって、みずからの持つ自主性と活力を十分に発揮しつつ、国と協力して国民の福祉の向上を図るべきものと考えております。したがって、もろもろの地方行政財政計画は地方団体みずから立案されるか、また、そうでない場合におきましても、地方自治団体の意思が十分尊重されなければならないものと考えております。

第二に、一般消費税の導入についての御質問でございます。

私が先般この議場を通じて御答弁申し上げました趣旨は、この一般消費税を五十四年度中に提案しないということをお願いしたわけではないのであります。一般消費税の導入という大きな大きな歳入計画を実行に移そうとする場合におきましては、歳入歳出の全般につきましても十分の見直しを遂げなければなりませんし、そうすること以外に道がないことにつきまして、与野党はもとよりで

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号

地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する新村勝雄君の質疑 地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明

一三八

ございますが、国民一般に十分御理解を得た上でないといけませんので、そういうことをしないでいきなり提案するというような無謀なことはいいたしませんというのを申し上げたのでございまして、政府が適当な準備ができて、皆さんの御理解が得られるというような段階になってまいりますならば提案することを考えておりますことはもとよりでございます。(拍手)

〔国務大臣(池谷直蔵君) 答へいたします。〕

○国務大臣(池谷直蔵君) 答へいたします。

最初の御質問は、今回の改正で住民税の課税最低限を百四十九万円まで引き上げておりますが、これは一般標準家庭の生計費、生活保護費に比べてなお隔たりがある、最低生活費に課税しないという原則に反するのではないか、こういう御質問でございます。

住民税の課税最低限は、最低限の生活費部分に対しては課税しない、こういう趣旨によるものであります。住民税の課税最低限と生活保護費を比較する場合には、住民税が前年の所得を課税標準として課税することから、昭和五十四年度の住民税の課税最低限と昭和五十三年の生活保護費を比較すべきものと考えております。この場合において、昭和五十三年における夫婦二人の標準世帯の生活保護費は、生活扶助、住宅扶助、教育扶助を受ける場合には百三十九万二千円となっておりますので、昭和五十四年度の住民税の課税最低限はこれを九万八千円上回っておりますので、生活保護費に準額に相当する所得以下の生活水準にあるものに對して住民税が課税されるケースは生じてまいらないのであります。また、標準生計費と比較するとこれを下回ることとなるが、標準生計費は標準的な生活を行うために必要とされる支出とされておるものであり、最低生活費ではございません。したがって、その課税最低限が標準生計費の額を下回ることがあってもやむを得ないものと考えております。

次に、今回自動車税の税率が一律に引き上げられたが、百cc以下あるいは五百cc以下、そういうものについて税率を変えるべきではないかという御質問でございますが、自動車税及び軽自動車税について、車種等に應じて適切な格差を設けてはどうかということ、現行においてもその税率について車種に應ずる格差を設けており、御指摘の点については配慮しているところであります。今回の改正は、現行税率が設けられた昭和五十一年度以降の自動車の販売価格の上昇等の実情を考慮し、原則として、営業車を除く自家用車について一〇％程度税率を引き上げることが適当であると判断したものでございます。

次に、固定資産税について、現在は一定税率になっておるけれども、土地の面積に応じて税率を変えるべきではないか、こういう御質問でございますが、固定資産税は、本来固定資産自体の価値に着目して、その資産価値に応じて比例的に負担を求むる物税でございます。これを、御指摘のよう土地の面積に応じて税負担に差を設けることは、固定資産税の基本的性格になじまないものと考えております。

次に、農地の宅地並み課税について、これを廃止すべきと思うがどうか、こういう御質問でございますが、市街化区域内の農地については、周辺の土地との間の不均衡を是正し、負担の公平を図る見地から、現在、三大都市圏内の特定の市町村及びB農地について、いわゆる宅地並み課税の措置を講じていることは御承知のとおりであります。ただ、これら課税の適正化措置が講ぜられている市街化区域農地については、市町村の条例による減額措置を講ずることができるとし、実情に応じた課税を行っているところであります。

今後のあり方については、税制調査会においても十分に御審議願ったわけであります。昭和五十六年度までは現行制度を継続することとし、この間引き続き検討を加えることが適当である」との答申がなされたので、この答申に

沿って、当面昭和五十六年度までは現行制度を継続することとし、その間におきまして引き続き検討を加えることといたしたいと考えております。

最後に、前回の軽油引取税の税率アップの半分の交付金としてトラック協会やバス協会に交付しておるけれども、今回はどうなんだ、こういう御質問でございますが、今回の軽油引取税の引き上げに伴う運輸事業振興助成交付金の取り扱いにつきましては、地方財政に与える影響、交付対象となるべき事業の内容、規模等を考えまして、さしあたり昭和五十四年度においては、従来の方式により算定していた額に、地域住民の利便を増進するため当面緊急に実施しなければならぬ事業に要する経費三十億円を加えた額を交付することにいたしましたと考えております。

〔国務大臣(金子一平君) 新村さんの私に対する御質問の第一点は、今回の土地税制の緩和が新たな不公平を生まないかという問題でございますが、御承知のとおり、いま一番宅地供給についての陰謀になっておるものは、税制が動かぬ、土地規制が変わらないということ、宅地供給がなかなか促進されないところが問題でございます。そこで、土地税制全体としては従来の枠組みはそのまま残す、短期譲渡に対する重課の制度も、法人の土地譲渡益に対する重課の制度もそのままに残しながら、一定の優良宅地の供給と公的土地の提供に對しては税の軽減を行おうというのが今回の改正案のねらいでございます。これによって土地所有者に利益をもたらすとか不動産業者をもうけさせるといふようなことではないと思

いますし、ましてや、これがために土地が高騰したり、インフレにつながるというような心配は断じてないと考えてます。

御質問の第二点は、社会保険診療報酬課税制度の改正の問題に関連して、概算経費率五・二％、七・二％の根拠は一体どうなっているのだということ

でございます。むしろ実際の必要経費を認めるべきではないかということでございますが、概算経費率五・二％というのは、各方面で調査した実際に近い経費率が五・二％ということでございます。一々計算することができればそれにこしたことはないのですが、なかなか計算が厄介だ、計算の簡便性をとらうとぶ点からいって、実際に近い経費率を法定することがむしろ医師課税としては喜ばれるのではないかと、二・二％を取り上げました。七・二％は、御承知のとおり、地域診療に従事されるお医者様に対する公共性を加味した概算経費率と御承知のいたしたかと思いますが、もちろん、それぞれの医師が自分で経費を計算して申告されることとそれ自体は、今日の制度において認められておることとございまして、このことには私どもは考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長(渡尾弘吉君) 権藤恒夫君。

〔権藤恒夫君登壇〕

○権藤恒夫君 私、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま趣旨説明がありました地方税法等の一部を改正する法律案に對しまして、総理並びに関係大臣に質問をするものであります。わが国の経済は、石油ショック後の調整過程を経て、昭和五十三年以降安定成長路線に入ったかに見えますが、依然として雇用失業情勢の改善はおくれており、特に構造不況業種に至ってはその対策のめどさえも立たず、失業者も依然として百三十万人を超える等、経済情勢はますます深刻の度を深めております。他方、国及び地方の財政は、五十年以来毎年大量の公債に依存するなど、異常な状況下にありますことは周知のとおりであります。

こうした現状に對し、政府は、景気回復と財政の立て直しの二点を追おうとして、増税路線に踏

み出そうとしております。

長期的不況から脱出し、安定成長経済の路線に軟着陸させることが今日におけるわが国経済の最大の目標とも言うべきであります。しかし、その場合、経済成長と財政再建とどちらを優先させるかという基本的選択と対策を誤れば、今後、わが国経済はもろろん、財政をも再起不能に陥れる結果となることを十分に認識しなければならぬと考えるものであります。

わが党は、経済が回復するまでの間、財政が牽引力となつて経済を引っ張っていくべきであると考えざるものであります。そうしたとき、行政となつてなすべきことは、租税特別措置を初めとした不公平税制の是正であり、行政の効率的執行のための思い切つた行政改革ではないでしょうか。(拍手)

しかし、政府は、これらの行政改革と不公平税制の是正にはきわめて消極的であります。一般消費税と導入すれば財政再建ができるばかりに、一般消費税導入にとさら熱心であります。

景気の回復と当面の緊急対策として、経済が回復するまでの間、行政改革と不公平税制の是正に努め、景気回復に水を差す一般増税はなすべきではないと考えるが、総理の見解を伺いたいのであります。

ところで、地方団体や地方制度調査会等から国と地方の税源配分を行うべきであるという主張がなされて久しいが、いまだに今日の地方財政は、三割自治という言葉で表現されているように、地方の自主財源の比率は依然として三〇％台であります。これは、東京都を除く各道府県がすべて交付税の交付団体となつていて、実情から見ても、当然地方税の配分割合を高めるべきであると考えますが、総理の率直な見解を求めたいのであります。われわれは、地方の自主財源の拡充こそが、民主主義の基礎である地方自治の発展に資するものと考えているのであります。

次に重要な課題は、政府は、高度経済成長期の過程において、地方団体のあらゆる分野にわたつ

て補助金を交付し、また個別の事務に至るまで厳しい許可条件の枠をはめることなどによって、地方行政を事実上統制する体制をつくり上げております。こうした行政機構の中で、地方財源が不足すれば、政府は、交付税会計の巨額の借り入れや、地方債の大幅な増発によって措置するといふ安易な姿勢をとり続けてきております。そしてさらに、政府の政策決定を待たなければ行政運営ができないというように、地方団体の自主性を奪つております。このようにすべて国が主導権を握り、地方団体を下部機構とするような行政の仕組みでは、地方団体は多様化した住民の要請にこたへることができないわけがなく、地方自治の形骸化を招くのは明らかであります。

そこで伺いますが、総理は、自民党総裁選挙の公約として、田園都市構想なるものを掲げて、そのための地方分権を強調されております。この総裁選で公約した地方分権はいまでも変わらぬと考へますが、五十四年度の地方財政の策定方針では、これまでと同様、国と地方は同一の基準に立つて財政運営をしなければならぬと主張しております。総理は、一体中央集権にウェイトを置くのか、地方分権にウェイトを置くのか、また、そうでなければどのような関係なのか、はっきりと御答弁を願いたいのであります。また、総理の地方分権政策は、五十四年度の地方税制改正でどのように具体的に反映されたのか、この点についても明確にお答え願いたいのであります。

さらに、高度経済成長の過程においてつくり上げられた中央主導型の行政の仕組みについて、新しい地方の時代という観点に立つて、事務及び財源の再配分を根本的に見直して、国と地方の責任分野の明確化を図らない限り、三割自治の現状を脱皮し、真の改革はあり得ないと思うものであります。

地方財政の改革の方途は、これまで地方制度調査会等で示されておりますが、地方の時代と言わせる今日、残された課題は、これまでの提言をど

う現実のものとするかということだけであり、総理の地方行政改革に対する熱意と具体的方針をお示し願いたい。

産業振興中心のこれまでの政策は、税制面においても多くの不公平を残したままになっております。これは正が低成長下における重要な課題であることは言うまでもありません。地方財政の面から見ても、国の租税特別措置等による地方税の減収あるいは産業振興のための地方税の減免措置に伴う減収により、地方税は五十四年度の場合でも四千余億円の減収となっております。これら高度経済成長時代の遺物は早急に廃止すべきであるが、これに対する御見解を伺いたいのであります。

また、従来は産業振興に余りにも重点が置かれ、この政策の陰にあって地方団体自体の課税自主権は大きく制約されてきました。本来、地方税の減免措置は各地方団体の政策に基づいて行われることが当然であります。国の政策に枠決めされることはまことに迷惑なことでありまして、地方団体の課税自主権を拡大するために、租税特別措置等国税の地方へのはね返りを遮断するとともに、地方税法で減免を規定するのではなく、地方団体の条例にゆだねるべきであると考えますが、この点に対する御見解を伺いたいとともに、同様の趣旨から、事業税の課税団体は地方団体の条例にゆだねるべきであると考えますが、これに対する御見解をあわせて伺いたいのであります。

(拍手)
また、事業税の外形課税について伺いします。わが党は、かねてより、地方財政の安定化のために、事業税の外形課税に移行することを強く主張してまいりました。これは、全国知事会も地方制度調査会も同様に主張しておるところでござい

ますが、今回の政府案にはこの改革案が盛り込まれておりません。政府は、事業税の外形課税化については断念したのか、あるいはどのような状況

のときに実施するのか、お考えを明確にお示しいただきたいのであります。

また、住民税減税は二年据え置きの上、今回よりやく課税最低限を約八万円ほど引き上げました。これでは物価調整にも満たないものでありまして、住民の負担軽減のためにも、標準で百五十万円で課税最低限を引き上げるべきであると考えますが、御見解を承りたい。(拍手)

最後に、利子配当所得については、現行では分離課税となつて、国税として徴収されております。地方配分につきましては、臨時特例交付金の中に含めてあるというものの、配分が明確ではありません。利子配当所得の総合課税化を早急に進めるとともに、地方税についても課税すべきであると考へますが、この見解を承りまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣(大平正芳) 権藤さんの第一の御質問は、政府は当面景気の回復と財政再建の二兎を追つていくけれども、このためには、行政の改革でございまして、不公平税制の是正でございまして、そういうことを行いながら、雇用拡大を中心とした内需の拡大に努めるべきが当面の任務であつて、一般増税を考へる時期ではないじゃないかという御意見でございまして、

私も、その御意見に半ば賛成でございまして。そういう方向でわれわれも施策いたしておるのでございまして、行政の改革でございまして、不公平税制の是正をやりまして、それによりまして財政の再建を図るだけの財源を確保することが不可能でございまして、これと並行いたしまして、どうしても一般歳入の増加を策さなければならぬ実情にあることにつきましては御理解をいただきたいと思うのでございまして。

第二に、地方の自主財源の充実が大切ではないかという御意見でございまして、全く同様でございまして、私も同意見でございまして、そのためには、国、地方を通ずる税負担

昭和五十四年二月二十日 衆議院会議録第九号 地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する権藤恒夫君の質疑

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号

地方税法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する権藤恒夫君の質疑

一四〇

の増加を図る必要があるわけでございます。したがって、政府といたしましては、歳入歳出の見直しと並行いたしまして、新たな歳入政策をいまま構想中でございます。中央、地方を通じて大きな財源を期待いたしております。一般消費税なるものを構想いたしておりますのは、あなたの言われる地方の自主財源の充実に資するためでありますことを御理解をいただきたいと思ひます。

第三の問題は、田園都市構想と地方分権の問題でございます。

私の言う田園都市構想は、それぞれの地域の持つ自主性と個性を生かしながら、均衡のある国土形成を図ろうとするものでございまして、そのためには、地方公共団体の権限と財源の強化充実に必要であることは申すまでもございまして、私どもは、この構想を実現する手だてをいたしまして、その方向に今後とも施策を続けてまいりたいと思ひます。

〔国務大臣金子一平君登壇〕

○国務大臣(金子一平君) 権藤さんの私に対する御質問は二つございまして。

一つは、国の特別措置があるために地方税が減ることになるから、これを廃止したらどうかというところでございまして、現在の特別措置の六割以上が、いつも申し上げていることでございまして、公営防止対策あるいは中小企業対策あるいは庶民の貯蓄奨励のための対策に使われているのでございまして、こういったことは国だけの政策目的で行われておるのじゃなくて、やはり地方の住民のためにも大きなプラスになっておるわけでございます。これを廃止するつもりはございしません。しかし、政策目的を達したものにございましては極力圧縮していきたい、廃止していきたいというところで、ことも三十項目にわたって廃止、圧縮を行つておる次第でございます。

それから、御質問の第二点は、利子配当の繰合課税をやるべきではないかというところでございまして、これは全くそのとおりと考えておるのでございまして、現在、政府税制調査会で具体的な御審議をいたしております。でき得べくば五十五年の税制改正に盛りまして御審議をいただきたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣(金子一平君)登壇〕

○国務大臣(金子一平君) お答えいたします。

冒頭に、先ほど新村委員から私に對しても、社会保険診療との関連で事業税についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

事業税においても、現在社会保険診療報酬については非課税とされておるわけでありまして、この制度は昭和二十七年に議員提案によつて設けられた経緯もあり、社会保険診療の促進と、患者負担の増加を防止する趣旨等から、今後この取り扱いについては慎重に検討してまいりたいと思ひます。

次に、権藤委員からの私に對する御質問は、一つは、国の税制特別措置の地方税への影響を遮断するという、そういう改正の意図はあるかどうか、それから、地方税での非課税措置や減免などは、課税自主権の立場から自治体の条例で規定するようにしてはどうか、こういう御質問でございます。

国の特別措置の中には、地方税においても同様の軽減を行うことが適当なものもあり、また課税技術上の問題もあるので、これの地方税への影響を一切遮断するということが適当でないと考えておりますが、明年度の税制改正に当たっては、最近における国、地方の厳しい財政状況等にかんがみ、国税、地方税を通じて租税特別措置等に見直しを行い、政策の必要性等を勘案しながら、できる限りの整理合理化を行うこととしておるわけであります。

また、いわゆる非課税措置を講ずべきかどうかについては、全国的視野に立つて一律に決めることが適当であるものがあるわけでございまして、

これらについては地方税法において規定しているところでありまして、

そのようなもの以外に、地域の実情等に應じて税負担の軽減等が必要なものについては、別途、当該地方団体の判断によりまして、条例において課税免除、不均一の課税または減免をすることができるとされておるわけでございまして、地方団体の課税自主権は尊重されているものと考えております。

次に、事業所税の課税団体については条例で規定すべきではないかという御質問でございますが、御承知のように、現在、この課税団体は、東京都、指定都市、首都圏の既成市街地を有する市、近畿圏の既成都市区域を有する市及び人口三十万人以上の市に限定されているところであります。このように課税団体の範囲が限定されておるのは、これらの大都市地域において、人口、企業等の集中に伴ひまして、都市環境の整備のための財政需要が急増しておりますので、特にそのための財源を付与しようとする考え方に立つておるわけでありまして、このような事業所税の性格から見まして、市町村の条例で、現行の課税団体以外の市町村に事業所税を課税する道を開くことは適当でないと考えております。

次に、法人事業税の外形標準課税については今回の改正案には盛り込まれてないが、一体どう考えているんだ、こういう御質問でございますが、事業税の外形標準課税の導入については、従来から御承知のように非常に熱心に論議されてまいりました問題であります。一般消費税と事業税の外形標準課税とは、税負担の帰着関係、課税標準においてきわめて類似しておるわけでございまして、先般の税制調査会の答申においては、事業税の外形標準課税による方法にかえまして地方消費税を創設することが適当であるという結論が出されたわけであります。したがって、地方税として地方消費税が創設されるならば、多年懸案であつたこの問題は実質的に解決されることになる

ものと考えております。

次に、住民税減免については、政府案では低いではないか、せめて課税最低限を百五十万円程度にすべきではないかという御質問でございますが、御案内のように、明年度の地方財政は、本年度以上に大幅な財源不足が見込まれておりまして、引き続き環境はきわめて厳しいわけでございまして、引き続き環境の中で、住民税において減税を行うことは、それ自体きわめて困難な状況にあると考えられるわけであります。最近における国民生活水準の推移、住民負担の状況等から見て、所得税の課税最低限以下の所得者層の住民税負担の問題等もございまして、これらを総合的に勘案して、今回最小限、できる範囲内で減税を行うこととしたわけでございまして、明年度の厳しい地方財政の状況から見て、御提案ではございまして、これ以上の大幅な減税を行うことはきわめて困難であると考えております。

最後に、利子配当所得に対する住民税の課税について、臨時特例交付金で措置しておるけれども、これは地方税独自で総合課税をすべきと思ひますが、どうか、こういう御質問でございますが、この問題、利子配当所得等に対して住民税を独自で総合課税を行うことにつきましては、課税の体制、課税の技術上の困難性がございまして、この問題を根本的に解決するには、所得税において総合課税制度へ移行することが必要であると考えております。しかし、そのためには利子配当所得等の把握の体制を十分に整備することが必要でございまして、現在税制調査会においてその方策を検討されているところでございまして、したがって、所得税において総合課税体制へ移行するまでの間は、地方財源の確保を図る観点から、源泉分離課税を選択した利子所得等に係る所得税の一部を臨時地方特例交付金として措置しているところでございまして、

以上でございます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○議長(瀧尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君
外務大臣 園田 直君
大蔵大臣 金子 一平君
自治大臣 澁谷 直藏君
自治省税務局長 土屋 佳昭君

出席府委員

自治省税務局長 土屋 佳昭君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る十六日、大平内閣総理大臣から瀧尾議長あて、次のような通知書を受領した。

内閣閣第三二号

昭和五十四年二月十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 瀧尾 弘吉殿

航空機輸入問題に関する決議について

去る二月八日貴院から要請があつた標記決議の米國政府への伝達については、別紙のとおり外務大臣から報告があつたので通知します。

別紙

昭和五十四年二月十五日

外務大臣 園田 直

内閣官房長官 田中 六助殿

衆議院における航空機輸入問題に関する決議の伝達方について

標記決議の米國政府への伝達については、

二月十三日東郷駐米特命全權大使より同國政

府クリストファー國務副長官に対し、衆議院決議を手交し同時に右決議の關係企業への転達方依頼したので通報する。

(見込額書受領)

一、去る十六日、内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和五十四年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨十九日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事 三塚 博君(理事松永光君昨十九日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

宇野 亨君

塚原 俊平君

広沢 直樹君

柴田 睦夫君

中川 秀直君

中川 一郎君

根本龍太郎君

不破 哲三君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

補欠

根本龍太郎君

中川 一郎君

鈴切 康雄君

不破 哲三君

山口 敏夫君

塚原 俊平君

宇野 亨君

柴田 睦夫君

中川 秀直君

中川 一郎君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

文教委員

辞任

矢野 純也君

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

補欠

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

文教科員

辞任

矢野 純也君

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

矢野 純也君

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

矢野 純也君

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

予算委員

辞任

矢野 純也君

池田 克也君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

山口 敏夫君

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

宇野 亨君 奥野 誠亮君

越智 通雄君 櫻内 義雄君

関谷 勝嗣君 田村 元君

塚原 俊平君 中川 一郎君

森 喜朗君 根本龍太郎君

奥野 誠亮君 宇野 亨君

櫻内 義雄君 越智 通雄君

田村 元君 関谷 勝嗣君

中川 一郎君 塚原 俊平君

根本龍太郎君 森 喜朗君

地方行政委員

辞任

補欠

加地 和君 山口 敏夫君

山口 敏夫君 加地 和君

農林水産委員

辞任

補欠

竹内 猛君 稲葉 誠一君

稲葉 誠一君 竹内 猛君

建設委員

辞任

補欠

不破 哲三君 瀬崎 博義君

予算委員

辞任

補欠

奥野 誠亮君 小淵 恵三君

櫻内 義雄君

田村 元君

中川 一郎君

根本龍太郎君

藤波 孝生君

稲葉 誠一君

矢野 絢也君

瀬崎 博義君

山口 敏夫君

小淵 恵三君

越智 伊平君

竹内 黎一君

谷川 寛三君

中村 弘海君

植橋 進君

竹内 猛君

和田 一郎君

加地 和君

越智 伊平君

植橋 進君

中村 弘海君

谷川 寛三君

竹内 黎一君

竹内 猛君

和田 一郎君

東中 光雄君

加地 和君

奥野 誠亮君

櫻内 義雄君

藤波 孝生君

根本龍太郎君

中川 一郎君

田村 元君

稲葉 誠一君

矢野 絢也君

山口 敏夫君

決算委員

辞任

補欠

春田 重昭君

矢野 絢也君

議院運営委員

辞任

補欠

東中 光雄君

不破 哲三君

一、昨十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

塚原 俊平君

柴田 睦夫君

海部 俊樹君

不破 哲三君

社会労働委員

辞任

補欠

相沢 英之君

石橋 一弥君

川田 正則君

村上 茂利君

稻村佐近四郎君

倉成 正君

櫻内 義雄君

中川 一郎君

農林水産委員

辞任

補欠

吉浦 忠治君

矢野 絢也君

建設委員

辞任

補欠

大坪健一郎君

羽田野忠文君

予算委員

辞任

補欠

稻村佐近四郎君

海部 俊樹君

倉成 正君

海部 俊樹君

不破 哲三君

塚原 俊平君

柴田 睦夫君

稻村佐近四郎君

中川 一郎君

倉成 正君

櫻内 義雄君

相沢 英之君

川田 正則君

村上 茂利君

石橋 一弥君

矢野 絢也君

吉浦 忠治君

議院運営委員

辞任

補欠

松永 光君

不破 哲三君

東中 光雄君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

櫻内 義雄君

中川 一郎君

羽田野忠文君

矢野 絢也君

米沢 隆君

東中 光雄君

柴田 睦夫君

島村 宜伸君

谷川 寛三君

玉沢徳一郎君

中村 弘海君

中村 靖君

吉浦 忠治君

議院運営委員

辞任

補欠

三塚 博君

東中 光雄君

不破 哲三君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

島村 宜伸君

中村 弘海君

大坪健一郎君

吉浦 忠治君

宮田 早苗君

柴田 睦夫君

東中 光雄君

櫻内 義雄君

稻村佐近四郎君

海部 俊樹君

中川 一郎君

倉成 正君

矢野 絢也君

議院運営委員

辞任

補欠

三塚 博君

東中 光雄君

不破 哲三君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十五日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

石原慎太郎君

山中 貞則君

染谷 誠君

与謝野 馨君

(議案提出)

一、去る十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出)

北方領土問題の解決促進に関する決議案(和田耕作君外八名提出)

一、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案

一、昨十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法及び特定不況業種離職者臨時措置法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十六日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

(議案付託)

一、去る十五日、委員会に付託された議案は次の

とおりである。

昭和五十四年度の公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第一号) 大蔵委員会 付託

一、去る十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

賠償等特殊債務処理特別会計法を廃止する法律案(内閣提出第二六号)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

以上二件 大蔵委員会 付託

国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二九号)

文教科員会 付託

繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号) 商工委員会 付託

一、昨十九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出、衆法第二号)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出、衆法第三号)

以上二件 法務委員会 付託

(議案送付)

一、去る十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

一、昨十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

犯罪被害補償法案(沖本泰幸君外二名提出)

刑事補償法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案(沖本泰幸君外二名提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員栗林三郎君提出建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問主意書

建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年一月二十九日

提出者 栗林 三郎

衆議院議長 保利 茂殿

建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問主意書

建設労働者、出稼労働者をめぐる職場環境の改善は依然として進まず、また、雇用関係も不正常なものが極めて多く、そのために労働災害や事故が多発している現状である。

ここに質問として取り上げた、昭和五十二年六月二十四日午前一時頃、大阪市大正区三軒家東五ノ三ノ二七所在の柳井建設(社長柳井武雄)と柳

根井(韓国籍)付属寄宿舍より出火、全焼し、宿泊の労働者中十二名の焼死者と二名の負傷者を出した労働事故は、その原因が建設業付属寄宿舍規程の無視に基づくものであり、かつ、被災者を含む当時宿泊していた全労働者の雇用関係も極めて不正常で、職業安定法違反の疑いが濃厚である。

従つて事故発生当時、この職場において労働基準法やその他の関係労働諸法規が守られ、労働者の安全管理や正常な雇用関係が確立されていたかどうか、極めて重大である。

よつて、当焼死事故に関連して次の事項について質問する。

一 焼死したこの宿舍は、建設業付属寄宿舍規程に違反していたといわれているが、その違反点を具体的に指摘してもらいたい。加えて、この事故以前に関係監督官庁が当宿舍の点検、検査、行政指導等を行ったことがあるか否か。あるとすればその内容について明らかにされたい。

二 この事故による死亡、負傷者全員の姓名、生年月日、本籍、続柄など明らかにされたい。

三 死亡、負傷者等全被災労働者に対し給付された「労働者災害補償保険法」に基づく諸給付の内容を、各個人別に詳細に明らかにされたい。また、受給権者の氏名、続柄、生年月日、住所等についても明らかにされたい。

四 前記、労働者災害補償保険法に基づく給付金算出に当たり、その給付基礎日額をどのようにして計算されたのか、その根拠を明示してもら

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告

いたし、貸金台帳の有無、焼残りの貸金台帳によつたものか、過去一定期間支払つたという貸金の内容などその算出方法と根拠について。

五 事故発生は六月二十四日であつたが、六月分の死亡者十二名の未払賃金は、事業主等の記憶によつて大阪労働基準局・監督署は次のように認定されたと聞いているが、事実か。

死亡者	村田 建一	十五万円	月給
杉田 幸男	五千五百円	十八日分	
山田 修助	六千二百円	十日分	
梶谷 哲康	六千円	八日分	
西谷 渡	五千円	十八日分	
穴戸 勤	五千円	十七日分	
松田 勲	六千円	十二日分	
金 泰鑑	五千五百円	十七日分	
小野 安馬	五千円	二十日分	
押岡 豊彦	五千円	三日分	
矢川 広	五千円	一日分	
水野 (身元不明)	不明	不明	

六 認定したことが事実とすれば、十二名の死亡者を含む全被災者が、六月中旬に就労した工事現場、その元請業者等についても調査をされたと思うので、それらを明らかにされた上、被災者別に稼働した日数も含めて明らかにされたい。

なお、六月中旬における被災者以外の労働者の就労先の元請業者と就労延人員をも、また、工事現場への往来は、柳井建設宿舍よりマイクロ

バス等で通勤させたか、それとも、供給先の元請業者の寄宿舎に宿泊させて就労させていたのか等々についても明らかにされたい。

七 当事故発生前六カ月間における各被災者にかかわる求人、供給の具体的内容を、各被災者別に明らかにしてもらいたい(就労先の現場、元請業者、稼働日数等)。

八 財団法人西成労働福祉センターの記録によれば、柳井建設は当センターより次のごとく労働者を直接募集している。すなわち、昭和五十二年一月(四三〇人)、二月(二七〇人)、三月(四五五人)、四月(三三五人)、五月(三六三人)、六月(二〇八人)となつていて、柳井建設はこれらの労働者を各方面の建設現場に移送し、元請業者に供給配置していたものであつて、雇用、労働供給上問題があり、職安法違反の疑いも持たれている。よつて、これらの労働者がどの現場に、どこの元請業者に供給配置されていたのか、その稼働延人員は何人か、本事故発生前六カ月間のこれらの実態についても明らかにされたい。

なお、当方の調査によつて、五十二年三月以降柳井建設が労働供給した元請業者は、次のごとく判明している。

坂口建設(摂津市内の流通センター工事)
西濃組(西淀川区道路工事)
藤原工務店(吹田市の府営住宅工事)
銭高組(下請柳井建設)千代田組

奥村組関西支店(四日市市の百貨店工事)
佐藤道路

大林組(下請大信建設(生駒の樟蔭学園小学校工事))

これらに関する大阪労働基準局・監督署の調査の結果と内容、元請業者別の就労人数を明らかにされたい。

九 最近時における建設業付属寄宿舎の点検、検査、行政指導、さらに建設労働者の雇用の改善に関する行政指導等の実施の内容と結果について明らかにされたい。

昭和五十四年二月十三日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員栗林三郎君提出建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員栗林三郎君提出建設労働者、出稼労働者の職場の安全確保と雇用の改善に関する質問に対する答弁書

一について

昭和五十二年六月二十四日焼失した柳井建設の事業附属寄宿舎に係る建設業附属寄宿舎規程(昭和四十二年労働省令第二十七号)違反の具体的な内容は次のとおりである。

(一) 出入口が一箇所しか設けられていなかったこと(建設業附属寄宿舎規程第十条第一項)。
(二) 警報設備が設けられていなかったこと(同規程第十一条)。

(三) 廊下の幅が一・六メートル未満であつたこと(同規程第十四条)。

また、労働基準監督機関が、この事故以前に当該寄宿舎に対して、点検、検査、行政指導等を行つたことはないが、大阪市消防局では、昭和四十九年末に当該施設に立入り調査し、数回にわたつて改善方を警告するとともに嚴重に指導したと聞いている。

二について

この事故による死亡者及び負傷者の姓名、生年月日、本籍及び続柄は、別表一のとおりである。

三について

被災労働者に対して給付された労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)に基づく諸給付等の内容並びに受給権者の氏名、続柄、生年月日及び住所は、別表二のとおりである。

四について

被災労働者に係る給付基礎日額は、火災により賃金台帳の大部分が焼失し、被災労働者に係る賃金総額が不明であつたため、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条第八項及び昭和二十四年労働省告示第五号(労働基準法第十二条等の規定によつて算定し得ない場合

の平均賃金を定める告示) 第二条の規定に基づき、一部残存していた賃金台帳及び事業主の記憶によつて賃金総額を推算し、算出したものである。

五について

山田修助について「六千二百円」とあるのが「六千円」であること、「西谷 渡」とあるのが「西吉 渡」であること、金 泰鎰について「十七日分」とあるのが「三日分」であること、小野安馬について「五千円 二十日分」のほか「残業八時間分」があること、「押岡 豊巳」とあるのが「押岡 豊巳」であること及び水野（身元不明）について「不明 不明」とあるのが「五千円 二日分」であることを除けば、質問主意書に記載されたとおりであると事業主から報告を受けているところである。

六から八までについて

被災労働者の就労した工事現場及びその元請業者、被災労働者別の稼働日数、被災者以外の労働者の就労先の元請業者及び就労延人員、各被災者にかかわる求人、供給の具体的内容、柳井建設が財団法人西成労働福祉センターより募集した労働者の供給配置の状況及び稼働延人員の実態等の詳細については、事故により関係書類が焼失したため、不明であるが、労働者、事業主等の供述から就労したと思われる工事現場及びその元請業者は、別表三のとおりである。

なお、工事現場への往復には、当該寄宿舍から近距離にある現場については柳井建設所有のマイクロスバスを使用し、遠距離にある現場については元請業者の提供した他の寄宿舍に宿泊させていたと聞いている。

また、財団法人西成労働福祉センターが柳井建設に対して紹介した労働者数は、昭和五十二年五月については三百三人であるほかは質問主意書に記載された数のとおりである。

(一) 本件火災事故の発生にかんがみ、労働基準監督機関においては、昭和五十二年九月から十月にかけて全国の二千九百九十五の建設業附属寄宿舎についていつせい監督を実施したところであるが、このうち二千二十六の寄宿舎について労働基準法その他関係法令に違反する事実が認められたので、その是正につき厳正に措置するとともに、十七の建設業附属寄宿舎について使用停止措置を講じたところである。

(二) 建設労働者の雇用の改善については、昭和五十一年に施行された建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）を中心に、各種の施策を展開しているところであるが、特に、雇用管理責任者の選任等については、毎月定期的に建設事業主を対象としたヒアリングを実施し、履行の徹底を促すとともに、毎年十一月を「建設雇用改善推進月間」として設定し、その月間に広報活動をはじめ種々の行事を集中的に実施し、建設労働者の雇用の改善に対する気運の醸成に努めており、逐次その成果があらわれているところである。

また、建設労働者の能力の開発向上や福祉の増進を目的とした建設雇用改善助成金についても、その活用が進んでおり、今後とも、この助成制度の一層の充実を図ることにより、作業員宿舎の整備等建設労働者の福祉の増進に努めていく考えである。

右答弁する。

別表一

被災労働者	生年月日	本	籍
村田 健一(死亡)	昭和二一、七、二八	愛媛県八幡浜市大字大平耕地八〇四	長男
杉田 幸男(死亡)	昭和一二、二、三	熊本県天草郡大矢野町大字中三、八一八	長男
矢川 宏(死亡)	昭和二三、一〇、五	和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅五七九	次男
穴戸 勤(死亡)	昭和六、六、二〇	鳥取県倉吉市上古川一六〇一	長男
金 泰鑑(死亡)	昭和二三、一二、一〇	朝鮮啓北盈徳郡牛山面景計里	不明
山田 修助(死亡)	昭和一九、八、二五	京都府福知山市市長田二、六八八	次男
押岡 豊己(死亡)	昭和四、一、一八	高知県吾川郡吾川村田村一八三	長男
梶谷 哲康(死亡)	昭和五、四、九	大阪府大阪市淀川区新北野三丁目五〇一	次男
西吉 渡(死亡)	昭和九、四、一九	香川県綾歌郡岡田村大字岡田東一五〇四	不明
松田 勲(死亡)	昭和一一、六、三〇	大阪府大阪市浪速区浪速町西四丁目一三	三男
小野 安馬(死亡)	昭和一一、五、一〇	大分県下毛郡那馬溪町大字東谷四二三五	四男
水野(身元不明)	不明	不明	不明
玉垣 三夫(負傷)	昭和二八、一二、二四	不明	不詳
河野 弘正(負傷)	昭和五、一〇、一一	不明	不詳
河野アヤメ(負傷)	昭和九、一一、一八	不明	不詳

別表一

被災労働者	諸給付等の内容	村田 健一 (死亡)	遺族補償給付(年金) 七四九・八九二円 葬祭料 三五一・二〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇・〇〇〇円 遺族特別年金 一〇六・〇三円	受給権者の氏名	村田 琴美 実母	受給権者の続柄	受給権者の生年月日	受給権者の住所
		杉田 幸男 (死亡)	遺族補償給付(年金) 一、〇五四・七〇四円 葬祭料 三〇九・六〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇・〇〇〇円 遺族特別年金 一、二四二円	杉田 ミヨ子 妻	杉田 綾 次女	昭和 四七、一〇、一六	昭和 四四、一〇、一一	右に同じ 右に同じ
	遺族補償給付(年金) 八二一・二五〇円	矢川タネイ 妻	大正 一四、五、一九	和歌山県有田郡湯浅町北かじや町五七九				

一四六

西吉 (死亡) 渡	遺族補償給付(一時金) 四、五〇〇、〇〇〇円 葬祭料 二八五、〇〇〇円 遺族特別支給金 一、五〇〇、〇〇〇円 遺族特別一時金 五五、〇〇〇円	柳原八重子 昭和 一七、六、二六	姉	昭和 四、八、一	昭和一 九、一〇、三	妹	不明	大阪府東大阪市 香川東二丁目 歌町岡田下三五 七	豊島 綾子	実父 明治 四〇、一、一六	松田相之助	遺族補償給付(一時金) 五、四〇〇、〇〇〇円 葬祭料 三二四、〇〇〇円 遺族特別支給金 二、〇〇〇、〇〇〇円 遺族特別一時金 二八、〇〇〇円	松田 幸子	実母 明治 四三、三、三〇	兄 昭和 八、三、二〇	小野 保雄	兄 大正 一四、二、二〇	深見 武生	兄 昭和 一、二、二六	小袋 保子	姉 昭和 五、九、一	小堀イヨ子	妹 昭和 一四、三、一	江淵トキエ	妹 昭和 一八、一、二	不明	不明	水野 (身元不明) (死亡)	未支給	休業補償給付 一、二八九、五二〇円 障害補償給付(一時金) 七七六、一〇〇〇円	玉垣 三夫 (負傷)	休業補償給付 一、三、一一〇円	河野 弘正 (負傷)	休業補償給付 一、三、一一〇円	河野アヤメ (負傷)	休業補償給付 一、三、一一〇円
-----------------	---	------------------------	---	-------------	---------------	---	----	-----------------------------------	-------	---------------------	-------	---	-------	---------------------	-------------------	-------	--------------------	-------	-------------------	-------	------------------	-------	-------------------	-------	-------------------	----	----	----------------------	-----	--	---------------	--------------------	---------------	--------------------	---------------	--------------------

別表三

工 事 現 場	元 請 業 者
岩国分譲個人住宅地造成工事 摂津市北大阪流通センター内大阪倉庫	坂口建設
大正橋付近下水ヒューム管管入工事 此花区西九条下水工事 深江北二丁目地内下水管補修工事	西濃組
阪道路面根津線配管敷設工事 街路築造排水管敷設工事 北村電線工場新築鉄骨工事 大野製作所第二工場新築鉄骨工事	藤原工務店
東舞鶴日本板ガラス 四日市近鉄百貨店改増築工事	銭高組 奥村組
枚方釈尊寺住宅公団道路舗装工事 枚方釈尊寺住宅公団団地内清掃整地掘削ブロック据付工事 枚方釈尊寺住宅公団団地内特殊側溝大型ゴミ置場工事 枚方釈尊寺住宅公団団地内石積工事	佐藤道路
樟蔭短大増築工事 まゆみ小学校新築工事	大林組
西部排水区中瓦	西田工業
枚方市団地造成工事	佐藤工業

一、去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員飯田忠雄君提出内閣の衆議院解散権に関する質問に対する答弁書

内閣の衆議院解散権に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十四年二月九日

提出者 飯田 忠雄

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

内閣の衆議院解散権に関する質問主意書

現行憲法下において従来行われた衆議院の解散

は、内閣に衆議院解散権があるとの見解の下に実行されているが、衆議院解散権が内閣に属すると

する見解は、憲法の明文に基づくものではなく、

憲法の精神にも反し、憲法上疑義がある。

従つて、次の事項について質問する。

一 衆議院の解散を決定することは、国政に属することであり、国事に属するものではないと解

することは、学問上も判例上も定説であると思われるが、政府はこれについてどういふ見解をとるか。

二 憲法第七条は、天皇の国事権に関する規定であり、従つて、天皇の衆議院解散権は、国事としての権限であつて、国政としての権限すなわち衆議院の解散を実質的に決定する権能を含むものではない。それ故に、憲法第七条を衆議院の解散を決定する法的根拠とすることは、憲法の規定及び趣旨に反し違法であつて認められないものであるが、政府の見解はどうか。

三 天皇の行ひ国事行為としての衆議院解散権の実質的内容を政府はどのように解しているか。

四 憲法第六十九条は、衆議院において不信任決議案が可決され、又は信任決議案が否定された場合における内閣総辞職の免除条件として、衆議院の解散を規定したにとどまり、内閣に衆議院解散権を与えたものではない。また、内閣に衆議院解散か総辞職かの選択権を付与したものと

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号 朗読を省略した議長の報告 北方領土問題の解決促進に関する決議案

でもない。それ故、憲法第六十九条を根拠に内閣に衆議院解散権ありと主張することは誤りである。この問題についての政府の見解を問う。

五 旧憲法第七条は天皇の衆議院解散命令権を規定しており、國務大臣すなわち内閣が天皇の補弼機関として衆議院の解散を実質上決定したが、このような規定が廃止された現憲法下においては、天皇にも、その助言・承認者である内閣にも、衆議院の解散につき実質的に決定したり、解散命令を出す権能はないと解しなければならぬが、政府の見解はどうか。

六 衆議院解散命令権の存在を許さない現行憲法下においては、衆議院の解散は、衆議院が自ら議決に基づいて行うものであり、他の機関によつて解散せられると解するのは、国会が国権の最高機関であるとする憲法の規定からも認められない。この問題について、政府はどのように理解しているか。

昭和五十四年二月十六日

内閣総理大臣 大平 正芳

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院議員飯田忠雄君提出内閣の衆議院解散権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

【別紙】

衆議院議員飯田忠雄君提出内閣の衆議院解散権に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

衆議院の解散は、憲法第七条の規定により天皇の国事に関する行為とされているが、実質的に衆議院の解散を決定する権限を有するのは、天皇の国事に関する行為について助言と承認を行つ職務を有する内閣である。

憲法第六十九条は、同条に規定する場合に於いては、「衆議院が解散されない限り」、総辞職をしなければならないことを規定するにとどまるものと理解している。

なお、衆議院の解散が憲法第七条の規定によつて行われるものであることは、既に先例として確立しているところであると考えている。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る十六日、内閣から、衆議院議員飯田忠雄君提出最高裁判所の規則制定権と国会の立法権との関係に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十四年三月十日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

北方領土問題の解決促進に関する決議案

右の議案を提出する。

昭和五十四年二月十六日

提出者

和田 耕作

越智 通雄

一四八

川田 正則 國場 幸昌

本名 武 上原 康助

美濃 政市 斎藤 実

甘利 正

賛成者

阿部 文男外二十三名

北方領土問題の解決促進に関する決議

わが国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土が永年にわたる日本国民の要望にもかかわらず、いまなおその返還が実現せず、更に、最近ソ連は、国後、択捉の両島において軍事施設の構築等を図っていることは、日ソ両国の平和友好関係の促進にとつて誠に遺憾なことである。

よつて政府は、北方領土問題の平和的解決の精神に逆行するこのようなソ連の軍事的措置が速やかに撤回されるようソ連政府に対し要求するとともに、北方領土問題の早期解決を図り、平和条約

昭和五十四年二月二十日 衆議院會議録第九号

一五〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(代)
〒107